

## 資格確認書の交付(又は再交付)について

### **資格確認書が交付可能な対象者→下記①～③のすべてに当てはまる方**

- ① マイナ保険証の利用登録をしていない。
- ② 経過措置で有効な健康保険証を持っていない。
- ③ 所属(事業主)がマイナンバーを共済組合に届け出ている。

資格確認書が交付可能な対象者には、申請に基づき、資格確認書を発行します。

採用式で1か月程度の有効期限の資格確認書を全員に発行します。

その後も必要な人は、資格確認書(再)交付申請書をご記入のうえ、ご提出ください。